

働く

◆「障害福祉サービス」には就労のサービスがあります。詳しくは(P19「働くためのサービス」)をご覧ください。

(一財)箕面市障害者事業団 身 知 精

問合せ窓口 稲1-11-2

電話:723-1210 ファクス:724-3383

障害者の雇用促進に向けた職種開拓、職域拡大、広報・啓発等の事業を行っています。具体的には、市内の公園花壇管理や観葉植物のリース、かん・びんの手選別によるリサイクル事業、喫茶店の運営などとともに、障害者福祉に関する講座の開催、障害者の「働く体験の場」としての実習など、公益性の高い事業推進を行っています。

なお、「働く体験」(職場実習)は、原則箕面市在住のかたを対象としています。通所施設のプログラムの一環として取り組むことも可能です。

豊能北障害者就業・生活支援センター

電話:723-3818 ファクス:723-8803

一般企業で就労中または、就労を希望している障害者に対し、企業で安定して就労できるための就業面での支援と、就労生活に必要な生活面での助言を、地域の雇用・福祉・教育などの関係機関と連携して行う相談機関です。企業現場に出向いて雇用事業主に対する障害者雇用の助言も行います。

対象者	身体障害・知的障害・精神障害のあるかた、発達障害の診断を受けているかた
手続き	まずは、お電話ください。 障害者就業・生活支援センターでの相談の日時を決めます。

箕面市障害者雇用支援センター(就労移行支援事業、就労継続支援B型事業及び就労定着支援事業) 電話:723-8801 ファクス:723-8803

就労移行支援事業では、単独で就労することが困難であると考えられる65歳未満の障害者を対象に、原則2年以内の期間での通所施設でのかかわりを通じて、企業等での就職に向けた必要な支援を行っています。就労に向けて、もう少し時間をかけて準備を進めていきたいと希望されるかたには、就労継続支援B型事業でのサポートを行っています。

どちらの事業とも、施設内や公共施設での作業トレーニングや企業での職場実習などを通して、どのような仕事や働き方であれば心身とも元気に働き続けることができるのかを一緒に考えていきます。

対象者	身体障害・知的障害・精神障害のあるかた
手続き	まずはお電話ください。施設見学の日時等の調整をさせていただきます。 施設の見学等はお気軽にお問合せください。

なお、福祉施設から企業等に就職した障害者を対象に、最長3年の期間で職場定着と職業生活の安定に向けて必要な支援を行う就労定着支援事業も実施しています。

大阪INA職業支援センター 知

問合せ窓口 稲6-15-26

電話:729-7021 ファクス:729-8041

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が運営している知的障害のあるかた向けの職業能力開発施設です。就業に必要な技術や知識を習得し、職業的に自立することを目的に、職業訓練を行っています。また、訓練修了時に公共職業安定所(ハローワーク)と連携して就職活動の支援を行います。

池田公共職業安定所(ハローワーク池田) 身 知 精 難

問合せ窓口 池田市栄本町12-9

電話:751-2595 ファクス:751-5848

就職を希望するかたへ仕事に関する職業相談や紹介を行っています。

対象者

身 身体障害者 知 知的障害者 精 精神障害者 難 難病患者

手帳 このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます

障害者市民向け就職支援パソコン講座 身 知 精

問合せ窓口 市役所本館2階 箕面営業室
電話:724-6727 ファクス:722-7655

就職を目指す障害者市民のかたを対象に、パソコンの基礎知識と就労に必要な知識の習得をめざした講座を行っています。開催日時や申込方法については、市広報紙「もみじだより」でお知らせします。

箕面市障害者雇用事業所の金利負担軽減措置 身 知 精

問合せ窓口 市役所本館2階 箕面営業室
電話:724-6727 ファクス:722-7655

障害者を雇用する事業所(障害者市民自らが事業主の場合を含む)が設備資金、運転資金を借り入れた場合、その借入に対する利子を補給します。

対象となる融資は箕面市制度融資、大阪府制度融資、日本政策金融公庫、大阪府生活福祉資金、労働金庫のNPO対象融資、一般財団法人大阪府地域支援人権金融公社の融資です。

利子補給の額は約定利子の額(1融資につき融資額1千万円に対する約定利子の額を限度)とし、利子補給期間は48ヶ月を限度とします。

みんなで「食べて」「買って」働く障害者を応援しよう

箕面市内各地に障害者施設や「社会的雇用」といわれる障害者事業所があります。焼き菓子やパンの製造販売、リサイクル品の販売、清掃作業などを行っています。

収益金は、働いている障害者の給料(工賃)に充てられますので、障害者が運営する事業所を、普段の買い物などでぜひご利用ください。

●箕面市内の障害者が働く場についてはこちらをご覧ください。

「おおさか障がい者就労施設ガイド」

(<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>)

「箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達の取り組み」のページ

(<https://www.city.minoh.lg.jp/syougai/fukushi/yusenchotatsu.html>)

「障害者とともに はたらくお店の紹介」のページ

(<https://www.city.minoh.lg.jp/kurashi/fukushi/shougaisha/netshop.html>)

●問い合わせ

箕面市健康福祉部障害福祉室(電話:727-9506 ファクス:727-3539)

箕面市障害者事業団(電話:723-1210 ファクス:724-3383)

